

Information

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除※)、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内で

あれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

平成 27 年 3 月 31 日までに追納する場合の保険料額(月額)

| 期 間 | 全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例 | 一 部 免 除 | | |
|-----------------------|--------------------------------|----------|---------|---------|
| | | 3/4 免除 | 半額免除 | 1/4 免除 |
| 平成 16 年 4 月～17 年 3 月分 | 14,750 円 | — | 7,370 円 | — |
| 平成 17 年 4 月～18 年 3 月分 | 14,790 円 | — | 7,390 円 | — |
| 平成 18 年 4 月～19 年 3 月分 | 14,840 円 | 11,130 円 | 7,420 円 | 3,710 円 |
| 平成 19 年 4 月～20 年 3 月分 | 14,880 円 | 11,150 円 | 7,440 円 | 3,710 円 |
| 平成 20 年 4 月～21 年 3 月分 | 15,000 円 | 11,250 円 | 7,500 円 | 3,750 円 |
| 平成 21 年 4 月～22 年 3 月分 | 15,070 円 | 11,300 円 | 7,540 円 | 3,760 円 |
| 平成 22 年 4 月～23 年 3 月分 | 15,340 円 | 11,500 円 | 7,670 円 | 3,830 円 |
| 平成 23 年 4 月～24 年 3 月分 | 15,130 円 | 11,340 円 | 7,560 円 | 3,780 円 |
| 平成 24 年 4 月～25 年 3 月分 | 14,980 円 | 11,230 円 | 7,490 円 | 3,740 円 |
| 平成 25 年 4 月～26 年 3 月分 | 15,040 円 | 11,280 円 | 7,520 円 | 3,760 円 |

※免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

◆追納に関する注意事項

- ①一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません(例えば、3/4 免除の期間を追納する場合は、残りの 1/4 の保険料を納めている必要があります)
- ②老齢基礎年金を受けられる方は、追納できません。
- ③追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

◆後納制度のお知らせ

免除や納付猶予を受けていない期間で保険料を納めていない期間は、2年を経過すると納めることができませんが、平成27年9月までに限り、過去10年分まで納めることができます。

◎追納・後納制度のご相談は、
下記までお問い合わせください。
宇和島年金事務所 国民年金課
☎0895-22-5344
役場 町民課 保険年金係 内線 2114

Information

「きほく芸能まつり」開催について

「第10回きほく芸能まつり」を下記の日程で開催します。鬼北町文化協会・芸能部門会員有志の皆さんが、一新したテーマ「パワフル カラフル 鬼北の文化」のもと、日頃の練習の成果を発表します。皆さまぜひお越しください。

日 時：11月2日(日) 12時～ ※入場無料

場 所：広見体育センター

問 役場 生涯教育課 文化スポーツ係 内線4114

Information

鬼北生花・お茶会展開催について

日 時：11月8日(土)・9日(日) ※入場無料
9時～17時(最終日は16時まで)

場 所：広見体育センター

流 派：小原流、池坊、草月流、嵯峨御流、未生流
なお、お茶会については、9日(日)10時～15時までとなっています。お気軽にお立ち寄りください。

問 役場 生涯教育課 文化スポーツ係 内線4114